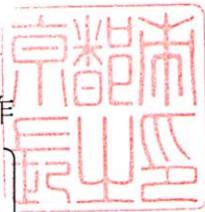


環 環 管 第 4 2 号
平成 2 8 年 2 月 4 日

京都市長 門川 大作 様

京都市長 門川 大作

〔担当 環境政策局環境企画部環境管理課
TEL : 075-222-3951〕



「京都市立芸術大学移転整備」に係る配慮書案に対する意見について

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別添)

「京都市立芸術大学移転整備」に係る配慮書案に対する意見

京都市長

1 全般的な事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 生態系

計画地は、元崇仁小学校に設けられているビオトープなど、貴重な生態系を有する場所であるため、工事中及び供用による影響を受けるおそれのある環境要素として「生態系」を選定し、事業の実施に当たっては、動物・植物の生息・生育を把握し、事業実施後もそれらの自然が維持・継承されるよう努めること。

3 景観

計画地は、鴨川沿いの桜に代表されるように、地域に馴染み深く親しまれる景観を形成していることから、事業実施後もそれらが損なわれることのないよう、配慮書案に記載のとおり、岸辺の景観や眺望景観等に十分配慮した計画とすること。

4 その他

事業活動に伴い発生する有害物質を含む排水については、公共下水道への負荷が可能な限り低減されるよう、排水処理方法の検討に当たっては十分留意すること。